

○柏市公共下水道事業受益者負担条例施行規程

令和4年3月31日

上下水道事業管理規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市公共下水道事業受益者負担条例（昭和56年柏市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定基準)

第2条 条例第4条に規定する受益者が負担する負担金（条例第1条に規定する負担金をいう。以下「負担金」という。）の額の算定基準となる土地の面積は、公簿による。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、実測その他の方法によることができる。

(受益者の申告)

第3条 受益者は、条例第5条第1項の規定による賦課対象区域の公告があったときは、管理者の定める日までに公共下水道事業受益者申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が条例第2条第1項ただし書に規定する受益者であるときは、土地の所有者と連署しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地について2人以上の受益者がある場合は、代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

(負担金の決定通知)

第4条 条例第6条第3項の規定による負担金の額及び納付期日等の通知は、負担金決定通知書兼納入通知書によるものとする。

(負担金の納期)

第5条 条例第6条第4項に規定する負担金の徴収は各年度を4期に均等に分割して行うものとし、その納期は次のとおりとする。

期	納期
第1期	7月16日から同月末日まで
第2期	9月16日から同月末日まで

第3期	11月16日から同月末日まで
第4期	2月16日から同月末日まで

2 管理者は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 各納期に係る負担金の通知は、納入通知書兼領収証書によるものとする。

(端数計算)

第6条 前条第1項の規定により負担金を分割する場合において、分割金額に10円未満の端数があるときは、初年度の第1期に合算するものとする。

(負担金の承継又は更正)

第7条 管理者は、既に賦課した負担金に係る受益者又はその土地の面積等に変更を生じたことにより負担金の額を変更し、又は更正する必要があると認める場合においては、直ちに承継・更正決定通知書により当該受益者に通知するものとする。

(負担金の一括納付)

第8条 一括納付（条例第6条第4項ただし書に規定する一括納付をいい、受益者が第4条に規定する負担金決定通知書兼納入通知書に記載された負担金の額のうち、到来した納期に係る納付すべき負担金の額に相当する金額の負担金を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期（次年度以後に係る納期を含む。）に係る納付すべき負担金の額に相当する金額の負担金を合わせて納付することをいう。）をするとき、負担金決定通知書兼納入通知書又は納入通知書兼領収証書によるものとする。

(一括納付報奨金)

第9条 受益者が負担金を賦課された年度の第1期の納期に当該納期の後のすべての納期に係る納付すべき負担金の額に相当する金額の負担金を合わせて納付したときは、納期前に納付した負担金の額に相当する金額の100分の0.4に納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て、15日以上は切り上げて1月とする。）を乗じて得た額を当該受益者に一括納付報奨金として交付する。ただし、国、地方公共団体又は特殊法人（法律の規定により直接に設立される法人をいう。）が受益者であるときは、これを交付しない。

(負担金の徴収猶予)

第10条 条例第7条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする受益者は、第3条第1項の規定による申告の際又は徴収猶予の理由が発生した日後速やかに、徴収猶予申請書にその理由を明らかにする書類を添付して管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、別表第1に定めるところによりその適否を決定し、徴収猶予決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、前項の規定による徴収猶予を受けた者が当該徴収猶予の期間の更新をしようとする場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条第1項の規定による申告の際又は徴収猶予の理由が発生した日後速やかに」とあるのは「管理者の定める日までに」と、「徴収猶予申請書」とあるのは「徴収猶予継続申請書」と読み替えるものとする。

4 負担金の徴収猶予を受けた者は、徴収猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

5 管理者は、前項の規定による届出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、徴収猶予取消通知書により当該受益者に通知するものとする。

(負担金の減免)

第11条 条例第8条の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、第3条第1項の規定による申告の際又は減免理由の発生した日から10日以内に減免申請書により管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が減免申請書の提出を要しないと認めるときは、管理者が定める日までに書面によらないで減免の申請をすることができる。

3 管理者は、前2項の規定による申請があったときは、別表第2に定めるところにより、その適否を決定し、減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

4 負担金の減免を受けた者は、減免の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(繰上徴収)

第12条 管理者は、既に負担金の額が確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するとき、その納期に納付すべき金額を徴収することができないと認めるものに限り、その納期前においても負担金を繰り上げて徴収することができる。

(1) 受益者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。

- (2) 受益者につき相続があった場合に相続人が限定承認したとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 受益者が不正に負担金の徴収を免れようとしたとき。
- (5) その他管理者が必要と認めるとき。

(過誤納金の取扱い)

第13条 管理者は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該受益者に未納に係る徴収金があるときは、過誤納金をその未納に係る徴収金に充当することができる。

2 管理者は、受益者の過誤納金を還付し、又は前項ただし書の規定により未納に係る徴収金に充当する場合は、還付・充当通知書により受益者に通知するものとする。

(還付又は充当加算金)

第14条 過誤納金に係る還付又は充当加算金については、市税の例による。

(受益者の変更)

第15条 条例第9条本文の規定による受益者変更の届出（以下「受益者変更届出」という。）は、受益者変更届によるものとする。

2 管理者は、受益者変更届出があった場合は、直ちに承継・更正決定通知書により新たに受益者となった者に通知するものとする。

3 条例第9条ただし書の管理者の定める場合は、条例第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち受益者変更届出があった日までに納付すべき時期に至っているものについて新たに受益者となった者が納付することを承諾している旨を受益者変更届により当該新たに受益者となった者及び従前の受益者が共に届け出た場合とする。

(納付管理人)

第16条 受益者が、本市に住所又は事業所を有しない場合は、負担金納付に関する事項を処理させるため、本市において独立の生計を営む者のうちから納付管理人を定めることができる。

2 前項の規定により納付管理人を定めた受益者は、納付管理人届を管理者に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止した場合も、同様とする。

(住所の変更)

第17条 受益者又は納付管理人は、住所又は事業所を変更したときは、変更を生じた日か

ら10日以内に住所変更届により管理者に届け出なければならない。

(不申告に係る認定)

第18条 管理者は、この規程に規定する申告すべき事項について、申告のない場合又は申告の内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第10条第2項)

	猶予項目	猶予期間	猶予基準
条例第7条第1号に係る場合	(1) 係争中の土地	1年ごとに更新し、係争に係る決定又は判定までの期間	100パーセント
	(2) 農地等（住宅に準じる介在農地以外の田、畑又は山林を含む。）	1年ごとに更新し、宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間	100パーセント
	(3) 特定環境保全公共下水道事業区域内の土地で現に建築物を有しない土地	建築物を有することとなるまでの期間	100パーセント
	(4) その他管理者が特に必要と認めるとき。	その都度管理者が必要と認める期間	管理者の認定する率
条例第7条第2号に係る場	(1) 災害による被害を受けたとき。	1年ごとに更新し、2年以内	管理者の認定する率

合	(2) 盗難にあったとき。	1年ごとに更新し、2年以内	管理者の認定する率
	(3) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	1年ごとに更新し、2年以内	管理者の認定する率
	(4) 事業の廃止又は休止があったとき。	1年ごとに更新し、2年以内	管理者の認定する率
	(5) その他管理者が特に必要と認めるとき。	その都度管理者が必要と認める期間	管理者の認定する率

別表第2（第11条第3項）

	減免項目	主な用途	減免率
条例第8条第2項第1号に係る者	(1) 国立又は公立の学校用地		75パーセント
	(2) 国立又は公立の社会福祉施設用地	母子生活支援施設、老人ホーム、保育所等	75パーセント
	(3) 国立又は公立の病院用地		25パーセント
	(4) 警察又は法務収容施設用地	刑務所、拘置所、少年院等	75パーセント
	(5) 有料の国家公務員及び地方公務員の宿舎用地		25パーセント

	(6) 官公庁の一般庁舎用地		50パーセント
	(7) 遺跡, 史跡及び文化財保存用地		100パーセント
条例第8条第2項第2号に係る者	(1) 国の現業の特別会計に属する行政財産		25パーセント
	(2) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業の用に供する財産	水道事業, 電気事業, ガス事業等	25パーセント
条例第8条第2項第3号に係る者	道路, 公園及び広場の用地		100パーセント
条例第8条第2項第4号に係る者			100パーセント
条例第8条第2項第5号に係る者			25パーセントから100パーセントの範囲で管理者の認定する率
条例第8条第2項第6号に係る者	(1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に規定する宗教法人がその目的のために使用する土地	境内地, 墓地等	境内地等にあつては50パーセント, 墓地にあつては100パーセント
	(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で, 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地のうち, 教育の目的に直接使用しているもの		75パーセント

(管理人又は職員が住居の用に使用するものを除く。)		
(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業に要する施設(管理人又は職員が住居の用に使用するものを除く。)の用地	母子生活支援施設, 老人ホーム, 保育所等	75パーセント
(4) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条に規定する事業で, 同法第3条の許可を受けた者の所有又は使用に係る土地(有料の職員宿舍用地及び事業の本来の用に供しない土地を除く。)	踏切, 軌道, 駅舎, プラットホーム, 駅前広場等	踏切にあつては100パーセント, 軌道にあつては75パーセント, 駅舎及びプラットホームにあつては25パーセント, 駅前広場にあつては100パーセント
(5) 自治会等が公の施設として使用している土地	集会所, 公民館, 遊園地, 消防団倉庫等	100パーセント
(6) 公共性がある私道	固定資産税が非課税又は減免になっているもの及び市の ^{きよ} 管渠敷設計画のあるもの	100パーセント
(7) 管理者がその状況により特に	土地の状況に	25パーセントから

減免する必要があると認める土地	より、公共下水道によって汚水を排除することができない土地	100パーセントの範囲で管理者の認定する率
	公共下水処理区域内の私有道路に下水道管を敷設する場合の取扱要綱に基づき管 <small>きよ</small> 渠を敷設した私道	100パーセント
	その他管理者が特に必要と認める土地	その都度管理者の認定する率